

令和5年度前橋市木造住宅耐震改修費補助金交付要項

令和5年6月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所建築指導課（7階） 電話 898-6752（直通） 224-1111（内線3752） 電子メールアドレス kentikusidou@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に規定する前橋市耐震改修促進計画に基づいて、木造住宅の耐震改修を行う者に対し費用の一部を補助することにより、地震に対する建築物の安全性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とします。
内容	交付の対象となる耐震改修 対象となる耐震改修は、次のいずれかに該当するものとします。 (1) 耐震改修工事 ア 改修後の上部構造評点が1.0以上となる耐震性の向上を図る工事 この場合、耐震性の評価は、一般社団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法によるものとする。 (2) 耐震シェルター等設置 ア 別表に定める耐震シェルター（居室又は居室の一部に設置され、地震により建物が倒壊しても、居住者の生命を守る空間を確保できる装置）を設置する事 イ 別表に定める耐震小型シェルター（寝ている人の身を落下物等から保護し、生命を守ることができるベッド型やテーブル型等の小型シェルター）を設置する事
補助申請者	対象となる者は、本市の住民で次に該当する個人の方とします。 (1) 耐震改修工事については、木造住宅の所有者であること。 (2) 耐震シェルター等設置については、高齢者（申込時の年度末時点で満65歳以上である者）のみの世帯、または障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、また

	<p>は療育手帳の交付を受けた者)を含む世帯に属する者であること。</p> <p>(3) 申請者の市税の滞納がないこと。</p>
交付の対象となる住宅	<p>対象となる住宅は、市内の木造住宅のうち、次に該当するものとしします。</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての住宅又は併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のものであること。</p> <p>(2) 平屋建て又は2階建てであること。</p> <p>(3) 在来軸組構法により建築されたものであること。</p> <p>(4) 耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された住宅であること。</p> <p>(5) 耐震シェルター等設置については、1階に耐震シェルター等を設置できる住宅であること。</p>
耐震改修工事の設計者及び工事監理者	<p>耐震改修工事に係る設計及び工事監理を行う者は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士で、次のいずれかに該当するものとしします。</p> <p>(1) 「木造耐震診断資格者講習」(※参考 国住指第959号による)を受講している者</p> <p>(2) 群馬県が実施する「木造住宅耐震診断技術者養成講習」を修了している者</p> <p>(3) これらと同じ水準の知識を有すると前橋市が認めた者</p>
交付の対象となる経費	<p>1 耐震改修工事については、設計費、工事費、工事監理費とします。</p> <p>2 耐震シェルター等設置については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 耐震シェルター</p> <p>ア 装置の本体費用</p> <p>イ 設置費</p> <p>(2) 耐震小型シェルター</p> <p>ア 装置の本体費用</p>
交付金額	<p>1 耐震改修工事に係る助成額は、対象経費に5分の4を乗じて得た額で、千円未満の端数を切り捨てたもの(100万円を上限とします。)</p> <p>2 耐震シェルター等設置に係る助成額は、対象経費に3分の</p>

		2 を乗じて得た額で、千円未満の端数を切り捨てたもの（30 万円を上限とします。）
	交付条件	<p>1 補助申請者は、耐震改修工事、耐震シェルター等設置のすべてを実績報告書の提出期日までに完了しなければなりません。</p> <p>2 補助申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え付け、補助金の使途を明らかにするとともに、当該補助金の交付決定を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければなりません。</p> <p>3 補助申請者は、前橋市補助金等交付規則（平成 10 年前橋市規則第 34 号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。</p> <p>4 補助申請者は、耐震改修をした住宅の維持保全及び有効活用に努めなければなりません。</p>
交付申請の手続等	事業承認申請の方法、時期	<p>1 耐震改修工事に係る補助申請者は、設計の着手前に次の書類により事業承認申請をしてください。（なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です。）</p> <p>(1) 事業承認申請書（様式第 1 号）</p> <p>(2) 耐震改修事業計画書（様式第 2 号）</p> <p>(3) 耐震診断結果報告書の写し</p> <p>(4) 住宅の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類</p> <p>(5) 申請者の住民票の写し（取得から 3 ヶ月以内）</p> <p>(6) 申請者の市税の完納証明書（取得から 3 ヶ月以内）</p> <p>(7) 設計費に係る見積書の写し</p> <p>(8) 設計者の要件を確認できる書類</p> <p>(9) 耐震改修に係る承諾書（建物が共有名義の場合）（様式第 3 号）</p> <p>(10) その他参考となる書類</p> <p>2 事業承認申請書の審査及び必要により実地調査等を行い、その結果を事業承認通知書（様式第 4 号）により通知します。</p>
	交付申請の方法、時期等	<p>1 耐震改修工事に係る補助申請者は、補助対象経費に係る契約を締結する前、かつ市長が定める期日までに次の書類により交付申請をしてください。</p>

- (1) 補助金交付申請書（耐震改修工事）（様式第5号）
- (2) 耐震改修計画概要書（様式第6号）
- (3) 耐震改修計画図等
 - ア 付近見取図、配置図、平面図及び詳細図（建築面積、延べ面積がわかるもの）
 - イ 改修前及び改修後の耐震診断報告書
 - ウ 現地調査の写真その他の関係資料
- (4) 工事費及び工事監理費に係る見積書の写し
- (5) 工事監理者の要件を確認できる次のいずれかの書類
 - ア 一般社団法人群馬県建築士事務所協会の木造住宅耐震診断調査資格者認定証の写し
 - イ 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会の木造住宅耐震診断士登録証の写し
 - ウ 一般社団法人群馬建築士会の「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」に係る受講修了認定証の写し
 - エ 「木造耐震診断資格者講習」（※参考 国住指第959号による）に係る講習修了証明書
 - オ 群馬県が実施する「木造住宅耐震診断技術者養成講習」に係る受講修了証の写し
 - カ アからオまでに規定する木造住宅耐震診断調査資格者等と同じ水準の知識を有することを確認できる書類
- (6) 確認済証の写し（建築確認を必要とする場合）
- (7) 設計に係る契約書の写し（設計費を補助対象とする場合）
- (8) その他参考となる書類

2 耐震シェルター等設置に係る補助申請者は、補助対象経費に係る契約を締結する前に次の書類により交付申請をしてください。

- (1) 補助金交付申請書（耐震シェルター等設置）（様式第7号）
- (2) 耐震改修計画概要書（耐震シェルター等設置）（様式第8号）
- (3) 耐震診断結果報告書の写し
- (4) 住宅の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (5) 住民票（世帯全員）の写し
- (6) 高齢者又は障害者であることが確認できるものの写し

	<p>(7) 市税の完納証明書</p> <p>(8) 設置予定場所がわかる図面</p> <p>(9) 設置予定場所の写真</p> <p>(10) 補助対象経費が確認できる見積書等の写し</p> <p>(11) 耐震改修に係る工事承諾書(建物が共有名義の場合)(様式第3号)</p> <p>(12) その他参考となる書類</p> <p>3 交付申請書の審査及び必要により実地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第9号)により通知します。</p>
対象事業が変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、遅滞なくその旨を変更等承認申請書(様式第10号)により申請しなければなりません。</p>
変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認められたときは、速やかに承認の決定をし、変更等承認通知書(様式第11号)により、通知します。</p>
実績報告書の提出	<p>1 耐震改修工事に係る補助申請者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から30日を経過する日又は完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次の書類により補助事業の実績を報告してください。ただし、特別な事情により期日までに報告できない場合は、協議できることとします。</p> <p>(1) 実績報告書(耐震改修工事)(様式第12号)</p> <p>(2) 耐震改修実施報告書(様式第13号)</p> <p>(3) 耐震改修に係る工事写真</p> <p>ア 工事箇所ごとに耐震改修の工事前、工事中及び完成後の状況写真</p> <p>イ 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真</p> <p>(4) 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し</p> <p>(5) 設計、工事及び工事監理に係る契約書の写し (設計に係る契約書は、交付申請時と変更がなければ除く。)</p>

	<p>(6) 設計費、工事費及び工事監理費に係る領収書の写し</p> <p>(7) 検査済証の写し（建築確認を受けた場合）</p> <p>(8) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領に係る委任状（様式第17号）（代理受領の場合）</p> <p>(9) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領の委任に係る同意書（様式第18号）（代理受領の場合）</p> <p>(10) その他参考となる書類</p> <p>※(8)(9)については、耐震改修工事施工者に代理受領を委任する場合に限り提出すること。</p> <p>2 耐震シェルター等設置に係る補助申請者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から30日を経過する日又は完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次の書類により補助事業の実績報告をしてください。ただし、特別な事情により期日までに報告できない場合は、協議できることとします。</p> <p>(1) 実績報告書（耐震シェルター等設置）（様式第14号）</p> <p>(2) 設置完了を確認できる写真</p> <p>(3) 補助対象経費が確認できる領収書等の写し</p> <p>(4) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領に係る委任状（様式第17号）（代理受領の場合）</p> <p>(5) 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領の委任に係る同意書（様式第18号）（代理受領の場合）</p> <p>(6) その他参考となる書類</p> <p>※(4)(5)については、耐震改修工事施工者に代理受領を委任する場合に限り提出すること。</p> <p>3 上記により提出された書類の内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第15号）により補助申請者に通知します。</p>
請求の方法及び支払時期	<p>1 補助金の額が確定した後、補助金交付請求書（様式第16号）により請求してください。</p> <p>2 内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p>

		<p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合 取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合 超える部分の金額</p>
様式	申請書等の様式	<p>1 事業承認申請書（様式第1号）</p> <p>2 耐震改修事業計画書（様式第2号）</p> <p>3 耐震改修に係る工事承諾書（様式第3号）</p> <p>4 事業承認通知書（様式第4号）</p> <p>5 補助金交付申請書（耐震改修工事）（様式第5号）</p> <p>6 耐震改修計画概要書（耐震改修工事）（様式第6号）</p> <p>7 補助金交付申請書（耐震シェルター等設置）（様式第7号）</p> <p>8 耐震改修計画概要書（耐震シェルター等設置）（様式第8号）</p> <p>9 補助金交付決定通知書（様式第9号）</p> <p>10 変更等承認申請書（様式第10号）</p> <p>11 変更等承認通知書（様式第11号）</p> <p>12 実績報告書（耐震改修工事）（様式第12号）</p> <p>13 耐震改修実施報告書（様式第13号）</p> <p>14 実績報告書（耐震シェルター等設置）（様式第14号）</p> <p>15 補助金額確定通知書（様式第15号）</p> <p>16 補助金交付請求書（様式第16号）</p> <p>17 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領に係る委任状（様式第17号）（代理受領の場合）</p> <p>18 前橋市木造住宅耐震改修費補助金の代理受領の委任に係る同意書（様式第18号）（代理受領の場合）</p>

別表

番号	分類	名称	会社名
1	耐震シェルター	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
2	耐震シェルター	レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマシ ョウ
3	耐震シェルター	鋼耐震	株式会社東武防災建設
4	耐震シェルター	木造軸組耐震シェルター剛健	有限会社宮田鉄工
5	耐震シェルター	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
6	耐震シェルター	シェルキューブ、シェルキューブ R	株式会社デリス建築研 究所
7	耐震シェルター	まもルーム	株式会社カラフルコン テナ
8	耐震シェルター	シェルターユニットバス (UB)	J 建築システム株式会 社
9	耐震シェルター	耐震健康シェルター 「命守 (いのちもり)」	株式会社青ヒバの会 ネットワーク
10	耐震シェルター	「ウッド・ラック」ひのき庵	新光産業株式会社
11	耐震シェルター	減災寝室	有限会社扇光
12	耐震シェルター	パネル式耐震シェルター	SUS 株式会社

13	耐震シェルター	防災ベッド 標準型 BB-002	株式会社ニッケン鋼業 静岡営業所 商品営業部
14	耐震小型シェルター	安心防災ベッド枠 A	フジワラ産業株式会社
15	耐震小型シェルター	安心防災ベッド枠 B	フジワラ産業株式会社
16	耐震小型シェルター	介護用防災フレーム	株式会社ニッケン鋼業 静岡営業所 商品営業部
17	耐震小型シェルター	耐圧ベッドルーム型シェルター	株式会社エヌ・アイ・ピー ー
18	耐震小型シェルター	「ウッド・ラック」 (WOOD-LUCK)	新光産業株式会社
19	耐震小型シェルター	つみっくベッドシェルター	株式会社つみっく NPO 法人つみっくら ぶ
20	耐震小型シェルター	耐震小型シェルター 「構-kamae-」 テーブルタイプ	株式会社安信